

## 【表紙】

|                     |   |
|---------------------|---|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書の訂正届出書   |
| 【提出先】               | 関東財務局長  |
| 【提出日】               | 平成22年7月2日   |
| 【会社名】               | 大塚ホールディングス株式会社  |
| 【英訳名】               | Otsuka Holdings Co.,Ltd.  |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 樋口 達夫   |
| 【本店の所在の場所】          | 東京都千代田区神田司町二丁目9番地<br>(同所は登記上の所在地であり、実際の業務は下記の最寄りの連絡場所で行っております。)   |
| 【電話番号】              | 03 - 6717 - 1410  |
| 【事務連絡者氏名】           | 執行役員 経営財務会計部長 大坪 清高   |
| 【最寄りの連絡場所】          | 東京都港区港南二丁目16番4号 品川グランドセントラルタワー12階   |
| 【電話番号】              | 03 - 6717 - 1410  |
| 【事務連絡者氏名】           | 執行役員 経営財務会計部長 大坪 清高   |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券   |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当 0円<br>新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額<br>1,302,000,000円   |
|                     | (注) 1. 本募集は、平成22年6月29日開催の当社定時株主総会の特別決議及び同日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として新株予約権を発行するものであります。<br>2. 募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものとしたします。また、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。 |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。   |
| 【縦覧に供する場所】          | 該当事項はありません。   |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年6月30日付けで提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部に訂正が生じたので、関係事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。また、組込情報である第2期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）有価証券報告書の一部に訂正が生じ、平成22年7月2日付けで有価証券報告書の訂正報告書を提出いたしましたこと及び平成22年6月30日付けで提出いたしました有価証券届出書に平成21年6月30日付けの変更内容を反映していない定款を添付していたことから、関係事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集事項

1 新規発行新株予約権証券

(2) 新株予約権の内容等

第四部 組込情報

添付文書

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております（添付文書は除きます。）。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の目的となる株式の種類                    | 当社普通株式   |
| 新株予約権の目的となる株式の数                     | 620,000株<br>各新株予約権の目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。<br>但し、付与株式数は下記（注）1.の定めにより調整を受けることがある。  |
| 新株予約権の行使時の払込金額                      | 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。<br>行使価額は、2,100円とする（（注）2）。<br>但し、行使価額は下記（注）3.の定めにより調整を受けることがある。   |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額     | 1,302,000,000円<br>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額である。   |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 1. 発行価格<br>1株当たりの発行価格は、行使価額と同額とする。<br>2. 資本組入額<br>(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることとする。<br>(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。   |
| 新株予約権の行使期間                          | 平成24年7月23日から平成27年7月31日までとする。   |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所        | 1. 新株予約権の行使請求の受付場所<br>大塚ホールディングス株式会社 総務部又は当社が別途定める部署<br>東京都港区港南二丁目16番4号<br>品川グランドセントラルタワー12階<br>2. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所<br>株式会社阿波銀行 東京支店<br>(又は当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店)  |
| 新株予約権の行使の条件                         | 1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、保有する新株予約権の行使の時点において、新株予約権の割当てを受けた時点で有していた当社又は当社の子会社における地位になければならない。但し、当社取締役会で認める場合はこの限りではない。<br>2. 新株予約権者が、当社又は当社の子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役員に就任し、もしくは就任することを承諾した場合又は当社もしくは当社の子会社の事業と直接的もしくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。<br>3. 新株予約権者に法令又は当社もしくは当社の子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。 |

|                          |   |
|--------------------------|---|
|                          | <p>4. 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができないものとする。</p> <p>5. 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>6. 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。</p> <p>7. その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>   |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件     | <p>1. 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合)、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合)には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」により新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>3. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p>   |
| 新株予約権の譲渡に関する事項           | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。  |
| 代用払込みに関する事項              | 該当事項はありません。   |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(これらを総称して、以下「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>1. 交付する再編対象会社の新株予約権の数<br/>組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>2. 新株予約権の目的である株式の種類<br/>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>3. 新株予約権の目的である株式の数<br/>組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br/>交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記3.に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>5. 新株予約権を行使することができる期間<br/>交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項<br/>上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>7. 新株予約権の取得事由及び行使の条件<br/>新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」及び「新株予約権の行使の条件」の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。</p> <p>8. 譲渡による新株予約権の取得の制限<br/>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。</p> |
|--|--|

(後略)

(訂正後)

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の目的となる株式の種類                    | 当社普通株式<br>(権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。当社は、単元株制度は採用しておりません。)  |
| 新株予約権の目的となる株式の数                     | 620,000株<br>各新株予約権の目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。但し、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。  |
| 新株予約権の行使時の払込金額                      | 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。<br>行使価額は、2,100円とする(注)2.)。<br>但し、行使価額は下記(注)3.の定めにより調整を受けることがある。   |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額     | 1,302,000,000円<br>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額である。   |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 1. 発行価格<br>1株当たりの発行価格は、行使価額と同額とする。<br>2. 資本組入額<br>(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることとする。<br>(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 新株予約権の行使期間                          | 平成24年7月23日から平成27年7月31日までとする。   |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所        | 1. 新株予約権の行使請求の受付場所<br>大塚ホールディングス株式会社 総務部又は当社が別途定める部署<br>東京都港区港南二丁目16番4号<br>品川グランドセントラルタワー12階<br>2. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所<br>株式会社阿波銀行 東京支店<br>(又は当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店)  |
| 新株予約権の行使の条件                         | 1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、保有する新株予約権の行使の時点において、新株予約権の割当てを受けた時点で有していた当社又は当社の子会社における地位になければならない。但し、当社取締役会で認める場合はこの限りではない。  |

|                          |  |
|--------------------------|--|
|                          | <p>2. 新株予約権者が、当社又は当社の子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役員に就任し、もしくは就任することを承諾した場合又は当社もしくは当社の子会社の事業と直接的もしくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>3. 新株予約権者に法令又は当社もしくは当社の子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>4. 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができないものとする。</p> <p>5. 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>6. 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。</p> <p>7. その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>   |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件     | <p>1. 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合)、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合)には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」により新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>3. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p>  |
| 新株予約権の譲渡に関する事項           | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。   |
| 代用払込みに関する事項              | 該当事項はありません。  |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(これらを総称して、以下「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>1. 交付する再編対象会社の新株予約権の数<br/>組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>2. 新株予約権の目的である株式の種類<br/>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>3. 新株予約権の目的である株式の数<br/>組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br/>交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記3.に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>5. 新株予約権を行使することができる期間<br/>交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項<br/>上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>7. 新株予約権の取得事由及び行使の条件<br/>新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」及び「新株予約権の行使の条件」の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。</p> <p>8. 譲渡による新株予約権の取得の制限<br/>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。</p> |
|--|---|

（後略）

## 第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|         |               |                             |                         |
|---------|---------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>(第2期) | 自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日 | 平成22年6月30日<br>関東財務局長に提出 |
|---------|---------------|-----------------------------|-------------------------|

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|                   |               |                             |                         |
|-------------------|---------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書           | 事業年度<br>(第2期) | 自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日 | 平成22年6月30日<br>関東財務局長に提出 |
| 有価証券報告書の<br>訂正報告書 | 事業年度<br>(第2期) | 自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日 | 平成22年7月2日<br>関東財務局長に提出  |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 添付文書

平成22年6月30日付けの変更内容を反映した定款を添付文書として提出します。